

Q & A 「八戸市危険空き家等除却事業補助金」

Q 1 : 居住誘導区域かどうかの確認方法は？

A 1 : 八戸市都市政策課都市計画グループ（0178-43-9420）にお問合せください。

Q 2 : 「空き家」とはどのようなものですか？

A 2 : 概ね1年間を通じて使用実績のない建築物のことです。

Q 3 : 空き倉庫も補助の対象ですか？

A 3 : 住宅を対象としているため倉庫は対象になりません。ただし、補助対象空き家と同一の敷地内にある小規模な建築物（物置や車庫等）であれば、補助対象空き家と当該建築物の除却工事を1つの契約とすれば補助対象になります。小規模の目安は、床面積が補助対象空き家より小さいものとします。

Q 4 : 補助対象空き家の「所有権以外の私権」とは何ですか？

A 4 : 抵当権、賃借権等のことです。所有権以外の私権が設定されている場合には、それらの権利を解除してから申請してください。

Q 5 : 予算の範囲内で交付するとあるが、予算額に達した場合どうなるのか？

A 5 : 交付決定額が予算に達した場合は、申請受付を終了します。なお、補助金の額が確定した結果、予算額に達していない場合は、受付を再開する場合があります。

Q 6 : 所有者との関係が分かる書類にはどのようなものがありますか？

A 6 : 「戸籍謄本」や「納税通知書」になります。

Q 7 : 口座振替受領申出票や補助金請求書で使用するハンコは実印ですか？

A 7 : 認印で結構です。ただし、口座振替受領申出票と補助金請求書で使用するハンコは同一のものとしてください。

Q 8 : 「更地」とはどのような状態ですか？

A 8 : 敷地に門や塀等の建築物が何もない状態のことです。

Q 9 : 家財処分費用は補助の対象になりますか？

A 9 : 建物の除却（解体・撤去）工事と家財処分が1つの契約となる場合は、補助の対象となります。ただし、家財の譲渡等による収益が発生した場合は、工事費用から当該収益額を差し引いた額を補助対象経費とします。

Q10 : 「建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。）を受けた者」や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者」は、どのように確認すればいいですか？

A10 : 依頼予定の事業者に直接確認してください。または、青森県建設業ポータルサイト（青森県県土整備部管理課）でも確認できます。

Q11 : 他の補助金との併用はできますか？

A11 : 今回実施する除却工事において、他の補助金を受けた又は受ける予定がある場合は本補助金との併用はできません。